

(建築物空気環境測定業)

建築物空気環境測定業登録申請に必要な書類等

- 登録申請書
- 別紙1 (設備・機器名簿)
- 別紙2 (監督者等名簿)
- 別紙4 (作業の実施方法等)
別紙4の中に更に別紙ある場合は、その別紙も添付
- 空気環境測定実施者講習会修了証の本証と写し
新規登録の場合は、建築物環境衛生管理技術者免状の本証と写しでも、申請が可能です。再登録の場合は不可。
本証は申請後、その場で返却いたします。
- 機械器具が貸借の場合は、貸借契約書等の写し
- 再登録の場合は、旧登録証明書の写し
- 申請手数料35,500円 (申請時に現金でお持ちください。) 令和8年4月1日改正

(建築物空気環境測定業)

申請当日は、申請手数料として35,500円を現金でお持ちください。県証紙等は絶対に買わないでください。

様式第5号(第5条関係)

登 録 申 請 書

平成20年4月1日

(あて先)静岡市保健所長

住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 静岡県静岡市葵区城東町24番1号
氏名(法人にあっては、その名称並びに代表者の氏名及び住所) 静岡衛生株式会社
代表取締役 静岡 太郎
静岡県静岡市葵区追手町5番1号

会社所在地とは別に代表者の住所も記載してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請を行なう業種に一つだけ○をつけてください。同時に複数の業種を申請する場合は、申請書をもう一部用意して、別個に申請してください。

Table with 3 columns: 業 所 (Business Type), 名称 (Name), 所在地 (Address), 責任者の氏名 (Responsible Person's Name), 登録を受けようとする事業の区分 (Business Category), 添付書類 (Attachments). Rows include: 静岡衛生株式会社 静岡営業所, 静岡市駿河区〇〇町〇番〇号, 営業所長 駿河 一郎, 建築物清掃業, 建築物空気環境測定業 (marked with circle), 建築物空気調和用ダクト清掃業, 建築物飲料水水質検査業, 建築物飲料水貯水槽清掃業, 建築物排水管清掃業, 建築物ねずみ昆虫等防除業, 建築物環境衛生総合管理業.

空気環境測定実施者の資格を有することを証明する書類

(注) 登録を受けようとする事業の区分の欄は、該当する箇所には印を記入してください。

(建築物空気環境測定業)

別紙1

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成20年4月1日現在

名称	型式	数量	購入年月日
浮遊粉じん測定器	A社 ○○-○○○型	2	平成19年4月1日
一酸化炭素測定器	B社 ○○○型	2	平成18年4月1日
二酸化炭素測定器	C社 ○○-○○○型	2	平成17年4月1日
0.5度目盛の温度計	D社 ○○○型	2	平成16年4月1日
0.5度目盛の乾湿球湿度計	E社 ○○-○○○型	2	平成15年4月1日
0.2メートル毎秒以上の気流を測定できる風速計	F社 ○○○型	2	平成14年4月1日
空気環境の測定に必要な器具(器具固定スタンド等)	G社 ○○-○○○型	2	平成19年4月1日
ここに挙げられた機材は、法令により用意する事とされている機材です。これらの機材は必ずご用意ください。この他にも使用する機材があれば、記載してください。		数量に基準はありません。作業班が一班のみであれば最低一台ずつあれば結構ですが、作業班が複数ある場合は、作業班の数だけ機材をご用意ください。	
<ul style="list-style-type: none">・機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象とします。・機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、<u>貸借契約書等の写しを添付してください。</u>・同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとはできません。			

(建築物空気環境測定業)

別紙4

作業の実施方法等

平成20年4月1日現在

	作業班	監督者の氏名	使用する機械器具
作業班の編成	1班 2名 実施者1名 補助者1名	空気 太郎 空気環境測定実施者 (空再第99999号)	別紙1の機材一式
	2班 2名 実施者1名 補助者1名	空気 二郎 建築物環境衛生管理技術者 (第88888号)	別紙1の機材一式
			空気環境の測定を行なう事ができるのは、空気環境測定実施者の資格を有する者のみです。班を複数設ける場合は、必ず各班ごとに空気環境測定実施者を選任してください。
作業の手順等			
別紙Aのとおり			
この欄に収まらない時は、別紙にまとめても結構です。			
業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法			
<p>業務の委託は原則として行わない。やむを得ず業務を委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が弊社の手順書に掲げる要件を満たしていることを常時把握する。</p>			
下線部分については、自社の状況に応じたこれに類する内容を必ず記載してください。			
苦情及び緊急の連絡に対する体制			

(別紙4の別紙A)

作業の手順等

下線部分は、法令等により手順書に盛り込む事とされている内容です。自社の状況に応じたこれに類する具体的内容を必ず記載してください。
この他にも自社独自の方法がありましたら記載してください。

1 空気環境の測定方法

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において、次に掲げる事項について、当該各号に掲げる測定器(第二号から第六号までの測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量

グラスファイバーろ紙(〇・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器

二 一酸化炭素の含有率

検知管方式による一酸化炭素検定器

三 二酸化炭素の含有率

検知管方式による二酸化炭素検定器

四 温度

〇・五度目盛の温度計

五 相対湿度

〇・五度目盛の乾湿球湿度計

六 気流

〇・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計

七 ホルムアルデヒドの量

二・四ージニトロフェニルヒドラジン捕集ー高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四ーアミノー三ーヒドラジノー五ーメルカプトー一・二・四ートリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

2 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。具体的には〇〇〇〇。粉じん計の較正は毎年一回〇〇に依頼する。その際の較正済み証は〇〇へ保管する。

3 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

- ・〇〇〇〇は、作業終了後〇日以内に測定報告書を作成し〇〇〇〇に提出する。測定報告書に記載する内容は〇〇〇〇。
- ・空気環境の測定の結果を五年間保存する。
- ・測定結果文の保存についての責任者は〇〇〇〇。